

# 令和3年度予算編成方針について

## 【1】令和3年度予算の基本的な考え方

国の月例経済報告（令和2年9月）によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」としつつも、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるなど、非常に不透明な状況が続く中、今後の社会経済動向を見極めていく必要がある。

こうした状況の中において、当市の財政状況は硬直化が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な税収減、国勢調査人口の減などに伴う普通交付税の減額、公共施設等の老朽化対策に伴う財政需要の増加が見込まれるなど、極めて厳しい状況を迎えている。

さらに、将来的な人口減少と少子高齢化社会の中、様々な課題に対する取組など、市を取り巻く財政状況は一層厳しさを増しており、引き続き、厳しい財政運営が予想されるため、国の予算編成や地方財政対策の動向と取組などに留意しつつ、市予算に対する様々な影響を考慮し、今後の適正な対応が求められる。

従って、市民の目線に立った真に必要な事業を選択し、限られた財源でより効果的な施策の展開を図るため、事業の一層の優先順位付けと予算の更なる重点化に向けた最大限の取組が必要である。

この状況を職員全員が十分に認識した上で、令和3年度は第6次総合計画のスタートの年度ではあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが不透明な状況であることから、着手済みの重点事業の実施を最優先とするなど、事業の選択と集中を図りながら、徹底した行政評価と行財政改革を進めつつ、限られた財源の中、戦略的かつ着実に、各施策を通じて持続可能なまちづくりを推進していく。

よって、現場主義を徹底し、市民からの意見や声のもと、市民満足度の向上を図るため、費用対効果を踏まえた事業の優先順位の洗い直しにより、事業の選択と集中による予算の更なる重点化を図りながら、施策の基本目標の実現に向けた事業を推進し、次世代への過度な負担を残さない、持続可能なまちづくり予算の編成に取り組むこととする。

## 【2】 予算編成の背景

### 1 国の予算編成について

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜くとし、その上で、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現するとしている。そのための主要施策については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、政策目標とそのスケジュール等を明らかにする実行計画を年末までに策定するとしている。

また、引き続き、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行するとともに、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて、躊躇なく、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応するとしている。

「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針」においては、感染拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、2度にわたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題としつつも、他方で、来年度における予算をはじめとする対応については、現時点で予見することに限界があることも事実であるとしている。

予算要求額は基本的に対前年度同額とし、その上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとし、その際には、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等、多くの経費について予算編成過程で検討するとしている。

市としては、この不透明な状況において、国の経済財政運営と改革の基本方針等を踏まえた予算編成方針や新型コロナウイルス感染症への対応、主要施策と歳出改革の取組、地方財政対策の動向等について、今まで以上に注視しながら、今後の国の補正予算も含めた施策や経済対策等を十分に踏まえつつ、地方財政に対する様々な影響を考慮して、適時適切に対応していく必要がある。

## 2 地方財政について

国（総務省）は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、交付税率の引上げを事項要求としている。

令和3年度の地方財政の課題としては、「感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重要課題への対応」として、地方団体が、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、「新たな日常」の実現に取り組むとともに、激甚化・頻発化する災害への対応のための防災・減災、国土強靱化を推進するほか、東京一極集中の是正に向けた地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤の確保、「地方の一般財源総額の確保」として、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれる中、地方団体が上記の重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保、地方分権推進の基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築、「次世代型行政サービスの推進と財政マネジメントの強化」として、情報システムの標準化をはじめとする自治体デジタルトランスフォーメーションなど次世代型行政サービスを強力に推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントの強化を挙げている。

地方の現状は、地方交付税や臨時財政対策債等の減額の影響、社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う更新等による財政需要の増加など、大幅な財源不足が生じており、地域間格差が拡大している。また、令和2年度末においても多額の長期債務残高を抱える見込みであり、極めて厳しい財政状況が続いている中、行財政改革を行いつつ、住民サービスの維持に努めなければならない。

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられるとされているものの、国内外の感染症の動向や海外経済の動向と政策に関する不確実性等が懸念される中、景気がさらに悪化する可能性もあり、企業収益の大幅な減少に伴い、個人・法人ともに大幅な税収

減が見込まれるなど、さらに厳しい状況も予想される。

長期的には少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大が見込まれる一方で、市税収入の減少や地方交付税の減額、国庫補助金等の見直しによる影響等も含め、一般財源総額の確保は厳しいものと想定され、令和3年度においては、より一層の歳出削減や徹底した行財政改革の推進など、財政の健全化に取り組んでいかなければならない。

### 3 本市の財政状況について

令和2年度の財政運営は、国の地方財政計画に基づく普通交付税や臨時財政対策債の減額、各種交付金の増減額、市税の減収による全体の財源不足額を見込みながら、第5次総合計画後期基本計画の具体的な事業の推進に積極的に取り組みつつ、持続可能な健全財政の運営に努めている。

令和元年度決算においては、市税収入は31億4千万円で、対前年度比1億1千万円の増、普通交付税は21億2千万円で、対前年度比1千万円の増となったが、令和2年度においては、市税収入の見通しでは大幅な減収が見込まれ、普通交付税の交付決定額は21億1千万円で、対前年度比1千6百万円の減、臨時財政対策債の発行可能額は2億6千万円で、対前年度比1千万円の減となり、県交付金の見通しも含めて一般財源の大幅な減額が生じている。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、令和元年度決算では経常的一般財源等の増及び経常的経費充当一般財源等の減により、平成30年度決算の92.0%から91.1%となり、0.9%改善したものの、令和2年度は市税収入の大幅な減少とともに、会計年度任用職員制度の施行に伴う経常的経費の増加や公債費の大幅な増加など、経常収支比率の上昇が見込まれる。

市債については、令和2年度末の借入金残高の見込みが、一般会計で72億円、特別会計及び企業会計で112億円（うち公共下水道58億円、病院30億円）、全会計では184億円であり、依然として高い借入金残高を抱えており、一般会計については平成30年度末から市債現在高が増加に転じたところである。また、一般会計から公営企業会計に対する公債費充当繰出金が依然として多額となっている。（主に下水道特別会計、病院事業会計。）

令和元年度決算に基づく市の財政の健全化判断比率については、実質公債費比率は10.4%から9.9%となり、わずかに改善された。将来負担比率についても27.5%から23.7%となり、一定の改善は見られたものの、起債の発行増と基金の取り崩しによって将来負担比率の上昇が見込まれており、施設の老朽化対策

や防災・減災対策など、今後の財政需要が増加する中、令和3年度も引き続き、限られた一般財源を考慮した財政運営と、将来を見据えた財政の健全化判断比率の改善が必要かつ重要となっている。

#### ※実質公債費比率

市の一般会計の借入金の返済額やこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。比率が高まると、地方債の発行の制限や、財政の弾力性が一層低下していく。一般会計が負担した元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

#### ※将来負担比率

市の一般会計の借入金や将来支払っていく負担等を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示す指標。比率が高まると、将来の財政運営が一層圧迫されていく。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

#### ※経常収支比率

経常的一般財源の総額に占める経常的経費充当一般財源の割合。一般会計の財政の硬直化を示す指標。

令和3年度は一般財源の大幅な減収が見込まれる中、景気がさらに悪化する可能性もあり、持続可能な財政運営を確保するためには、市税収入や各種交付金の減少に加え、国庫補助・交付金の抜本的な見直し、地方交付税の更なる減額と算定見直し、臨時財政対策債の増減額、県補助金の減額などを想定しつつ、基金の活用による財源確保を含め、極めて厳しい財政状況を考慮した財政運営を進めなければならない。

本市の極めて厳しい財政状況を踏まえ、職員全員が真の行財政改革に取り組むべく、令和3年度は事業の抜本的な見直しと優先順位の洗い直しによって、事業の選択と集中による予算の更なる重点化に取り組み、全庁一丸となって持続可能な財政運営に努めつつ、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な状況である中、本市の健康年齢向上施策や人口減少対策、地域経済活性化対策を意識し、市の特色を活かした魅力あふれるまちづくりに向けて取り組むべく、事業の優先順位付けや取捨選択を厳格に行うとともに、予算の更なる重点化と持続可能な予算配分を行うこととする。

## 【3】市の予算編成方針について

### I 一般会計の予算編成方針

#### 1 基本方針

- (1) 真に必要な事業を推進するための、事業の優先順位の洗い直しと、事業の選択と集中による予算の更なる重点化

新型コロナウイルス感染症への対応として、感染症拡大防止対策や地域経済と市民生活を支えるための対応など緊要な事業については、事業内容を精査した上で提案・予算要求すること。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応に係る事業については、現時点で予見可能な範囲での予算要求となるが、国・県等の予算編成状況等を踏まえ、必要な事業については予算編成過程において検討しつつ、適時適切に対応すること。

市民目線による必要な施策にしぼりつつ、優先順位付けによる事業の厳しい選択と集中を行うことにより、真に必要な事業を選択し、限られた一般財源を効果的に配分して予算の更なる重点化を図るため、各部局課内マネジメントの強化によって、既存事業の費用対効果を踏まえた事業効果を再検証し、必要不可欠な事業の優先順位を洗い直した上で、予算要求の抑制対応など、メリハリをつけた予算要求とすること。

限られた人員により事業を推進するため、増大している国及び県の関連事務事業については、人員増が伴わないよう既存事業の検証評価と見直しを行うとともに、既存事業のうち、効果が出ていない、効果が小さいなど、優先順位の低い事業（事務事業を含む）については、廃止や休止、先送り、終期の設定など、各部局課内で主体的かつ責任を持って、事業の抜本的な見直しを行うこと。

新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な事業、学校給食センター建設事業等の重点事業を除き、原則、一般財源の増額を伴う新規事業は認めない。

なお、既存事業のスクラップアンドビルドや統廃合など、より事業効果が期待できる見直しや一般財源の増額を伴わない新規事業の構築については、この限りではない。

義務的経費や維持管理費、又は特殊要因等を除き、原則、R2当初予算額対比10%のマイナスシーリングを目安とし、既存事業の見直しを徹底するとともに、各部ごとに事業経費の性質を考慮した部課全体予算の縮減率を調整すること。

## (2) 総合計画基本計画の推進と市民との協働によるまちづくり

地方創生の下、市の健康年齢向上施策や人口減少対策、地域経済活性化対策を意識し、基本計画に掲げる重点事業を着実に実行するための予算とし、市民との協働により、持続可能な魅力あるまちづくり予算を編成する。

現場主義の下、積極的に「現場へ出かける行政」を推進するため、市民への十分な事業説明等を含め、事業運営手法等について改めて検討すること。

## (3) 行財政改革の推進による持続可能な財政運営

厳しい財政状況を十分に認識し、引き続き、行財政改革により無駄を排除し、持続可能な健全財政の運営に努め、健全化判断比率及び経常収支比率を改善する。

**ゼロベースの視点に立ち、事務事業を再構築すること。**

**公共施設の適正な維持管理と最適配置のため、公共施設等総合管理計画等に基づき、今後の公共施設の在り方と効果的かつ効率的な活用に向けて、統廃合も含めた検討を十分に行い、個別施設計画を策定（令和2年度まで）するとともに、施設の予防保全による長寿命化を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減を行う。**

## 2 基本方針に対する心得

### (1) 持続可能な予算、年間総合予算として編成

次世代への過度な負担を残さない、持続可能なまちづくり予算を編成するため、厳しくかつ的確な根拠に基づき、適正な予算要求に努めた年間総合予算とする。

### (2) 市債の発行抑制による公債費負担（将来負担額）の軽減

市債を活用しつつも、実質公債費比率及び将来負担比率の更なる引き下げに努め、世代間における財政負担の公平化と将来負担額の軽減などの観点から、発行を極力抑制し、普通交付税措置のある有利な適債事業を選択する。

### (3) 徹底した歳入の見直しと受益と負担の適正化等（施設使用料等の改定）

一般財源の確保に向け、市税等の収納率の向上や、受益と負担の適正化の総点検により、使用料や手数料等の見直しを着実にを行うとともに、新たな財源の掘り起こしや創意工夫による自主財源の確保に努める。

施設使用料等については、引き続き、全庁的に見直しを行う。特に使用料については、受益者負担の適正化と公平性の観点から、施設維持管理経費等に対する費用対効果を踏まえ、実態に即した適正な料金設定を行うため、設定基準にかか

る必要な見直しを行う。

#### (4) 徹底した歳出の削減（経費削減及び不用額の縮減）

歳出全般にわたる徹底した見直し（事業の廃止、終期の設定、補助団体の統合、補助金額の見直し、借用土地建物の必要性及び借地料等の契約の見直しなど）を行い、一層の経費削減を図る。

各部局課内間の連携調整による横断的な歳出の削減と抑制が図られるものがないか検討する。

経常的経費（事務的・管理的経費）は、引き続き、可能な限り削減努力する。

一般会計から特別会計及び企業会計に対する繰出金（負担金・補助金等）についても、引き続き、可能な限り削減に努める。

補助金や負担金（各種団体運営補助金・イベント補助金を含む）についても、実績と補助効果を十分に検証した上で所要額を把握し、必要に応じて減額する。

イベントを含むソフト事業については、実施の可能性と実施方法等について、十分に検討する。

#### (5) 行政評価による施策と事業全般の見直し及び市民協働型事業手法の導入

令和3年度においても、新規事業についても聖域とせず、全ての事業について行政評価（施策・事務事業評価）により、長期的、短期的、両側面から、その目的と有効性、経済性や事業効果等を十分に検証し、事業の拡充、事業の廃止を含めた見直しを徹底する。また、横断的な視点で全庁的な連携を密にし、創意と工夫による効果的な施策の展開を図るとともに、市民提案（ワークショップの開催等）や道普請方式といった市民協働型の事業手法を積極的に取り入れる。

#### (6) 国及び県の予算編成方針や施策、経済対策等の動向に柔軟に対応するよう、今後の情報には十分に注視すること。

各省庁及び県からの情報については、総務課まで随時情報提供すること。

## II 特別会計及び企業会計の予算編成方針

特別会計及び企業会計の予算は、一般会計に準じて歳入（収入）・歳出（支出）とともに徹底した見直しを図るとともに、利用料金（使用料）や保険料等の特定収入をもって運営経費を賄うべきであるとの独立採算の原則に立ち、一層の適正な収入確保に努め、長期的な収支見通しを把握した上で、予算を編成すること。



国民健康保険特別会計については、県が財政運営の責任主体となる新制度に移行して4年目となるが、改めて制度改正等に留意して、予算を編成すること。

介護保険特別会計については、令和3年度からの制度改正等に留意して、予算を編成すること。

**公営企業会計については、適正な収入確保に取り組むとともに、施設の在り方について十分に検討した上で、経営戦略等に基づき、経営基盤の強化に向けた適正な維持管理と効率化、経営合理化による経費削減等により、一般会計繰入金要求額の減額に努め、一般会計への依存を可能な限り圧縮すること。**

また、**今後の公営企業会計の適用拡大（令和5年度までに移行）（農業集落排水事業・公共下水道事業）にあたっては十分に留意し、計画的に準備対応すること。**